

庄原市高齢者外出支援券交付事業 ～在宅で車椅子を利用している要介護者にタクシー券を交付～

高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎0824-73-1143

市は、要介護者の経済的負担の軽減と外出機会および活動範囲を広げ、福祉の増進を図るため、要件に該当する人に高齢者タクシー利用助成券を交付します。

対象者

次の①～④の条件を全て満たす人が対象です。

- ① 市内に住所があり、65歳以上で要介護認定が3～5の人
- ② 在宅であり、日常生活で車椅子を利用している人
- ③ 庄原市障害者外出支援券の交付を受けていない人
- ④ 市民税が非課税の人



申請手続き

高齢者福祉課高齢者福祉係または各支所地域振興室へ申請書を提出してください。
内容審査後、タクシー利用助成券を郵送で交付します。
※郵送での申請も可能です。

助成内容

対象者には、高齢者タクシー利用助成券を交付します。
交付額
年間最大2万4千円

※申請月や介護認定期間によって、交付額が変更となります。

申請上の注意

本人以外が申請する場合は、代理人の運転免許証など、本人確認書類が必要です。
また、令和7年1月2日以降に本市に転入した人は、非課税証明書が必要です。



市ホームページ

運転免許返納高齢者支援事業は3月31日をもって終了します

危機管理課危機管理係 ☎0824-73-1206

運転免許返納高齢者支援事業は、事業期間の満了に伴い、令和8年3月31日をもって受付を終了します。
4月以降、新たに申請することはできませんが、既に交付している利用助成券などについては、記載されている有効期限日までご利用いただけます。

なお、運転経歴証明書の提示によるバス・タクシーなどの運賃割引や店舗が実施する各種割引といったサービスは、引き続き利用できます。
免許の自主返納を考えている人で、利用助成券などを希望される場合は、次の内容をご確認の上、早めの申請をお願いいたします。

対象者

- 次の①～③の条件を全て満たす人が対象です。
- ① 市内に住所がある満65歳以上の人
 - ② 有効期限内の運転免許証を警察署などで自主返納した人
 - ③ 「申請による運転免許の取消通知書」および「運転経歴証明書」の交付を受けた人

申請手続き

危機管理課危機管理係または各支所地域振興室へ「申請による運転免許の取消通知書」および「運転経歴証明書」を持参の上、申請手続きをしてください。

助成内容

対象者には次のいずれかを交付します。

- ① 1万円相当の市内タクシー利用助成券（1枚500円20枚つづり）
- ② 1万円相当の「MOBILIRY DAYS」ICカードチャージ券

※どちらとも1回限りの交付となります。

申請上の注意

運転免許返納後3カ月以内に手続きをしてください。
本人以外が申請する場合は、代理人の運転免許証など、本人確認書類が必要です。
※有効期限が切れ、失効した運転免許を返納された場合は対象外となります。



市ホームページ